

○八潮市男女共同参画推進条例施行規則

平成16年8月30日

規則第47号

改正 平成17年3月15日規則第3号

平成19年3月5日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、八潮市男女共同参画推進条例（平成15年条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情処理委員)

第2条 条例第21条第1項に規定する男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）の定数は、2人とする。

- 2 苦情処理委員は、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 苦情処理委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 苦情処理委員は、再任されることができる。
- 5 苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。
- 6 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(職務)

第3条 苦情処理委員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 条例第22条第1項の規定により、申出について調査し、苦情に係る施策を行う市の機関（以下「市の機関」という。）に対し、勧告、意見表明又は助言（以下「勧告等」という。）を行うこと。
  - (2) 前号に掲げる職務を行うに際し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。
- 2 苦情処理委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。
  - 3 苦情処理委員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を決定するときは、合議により行うものとする。

- (1) 職務の遂行の方針に関する事項
- (2) 職務の遂行計画に関する事項
- (3) その他苦情処理委員が合議により処理することを合議により決定した事項

4 苦情処理委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(苦情の申出)

第4条 条例第21条第2項の規定による申出（以下「申出」という。）は、苦情申出書（様式第1号）により行うものとする。ただし、苦情処理委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

2 前項ただし書の規定により口頭による申出があったときは、苦情処理委員は、その内容を録取し、書面に記録するものとする。

(調査しない申出)

第5条 苦情処理委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第17条の紛争の解決の援助の対象となる事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 条例又はこの規則に基づく苦情処理委員の行為に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員が調査することが適当でないと認める事項

2 苦情処理委員は、前項の規定により調査しないときは、申出について調査しない旨及びその理由を当該申出をした者に対し、苦情申出に係る通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(平19規則9・一部改正)

(調査開始の通知等)

第6条 苦情処理委員は、申出について調査を開始するときは、その旨を市の機関に対し、調査開始通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 苦情処理委員は、条例第22条第1項の規定により、市の機関に対し、説明を求め、そ

の保有する関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその写しの提出を求めるときは、説明等依頼書（様式第4号）により依頼するものとする。

（調査結果等の通知）

第7条 苦情処理委員は、申出について調査が終了したときは、その結果を、速やかに当該申出をした者に対し、調査結果等通知書（様式第5号）により通知するものとする。この場合において、勧告等を行ったときは、併せてその内容を当該申出した者に通知するものとする。

2 苦情処理委員は、申出について調査が終了した場合において、勧告等を行わないときは、その結果を、速やかに、前条第1項の規定により調査開始の通知をした市の機関に対し、調査終了通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（勧告等）

第8条 苦情処理委員は、申出について調査した結果、勧告等の必要があると認めるときは、市の機関に対し、勧告等通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（是正その他の措置の報告）

第9条 苦情処理委員は、勧告又は意見表明を行ったときは、当該勧告又は意見表明を行った市の機関に対し、相当の期間を定めて、是正その他の措置について措置報告書（様式第8号）により報告を求めるものとする。

（申出の処理状況等の報告）

第10条 苦情処理委員は、毎年度1回、申出の処理状況等についての報告書を作成し、市長に提出するとともに、これを公表するものとする。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第9号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

苦 情 申 出 書

年 月 日

(あて先)八潮市男女共同参画苦情処理委員

住 所  
(申出人)氏 名  
電話番号

八潮市男女共同参画推進条例第21条第2項の規定により、次のとおり苦情の申出をします。

苦 情 申 出 の 趣 旨	
苦 情 申 出 の 理 由	
他の機関への相談等の 状 況	<input type="checkbox"/> 相談している <input type="checkbox"/> 相談していない 相談機関 相談内容
備 考	

※申出人の住所及び氏名は、事業者にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第2号(第5条関係)

苦情申出に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

八潮市男女共同参画苦情処理委員  
(氏 名)

年 月 日付けの申出につきましては、下記理由により調査しないこととしたので、通知します。

調査しない理由	
---------	--

様式第3号(第6条関係)

調 査 開 始 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

八潮市男女共同参画苦情処理委員  
(氏 名)

八潮市男女共同参画推進条例第21条第2項の規定による申出があり、当該申出について調査を開始することとしたので、通知します。

申 出 日	年 月 日
申 出 人	住所 氏名
申 出 の 趣 旨	
申 出 の 理 由	

様式第4号(第6条関係)

説 明 等 依 頼 書

第 号  
年 月 日

様

八潮市男女共同参画苦情処理委員  
(氏 名)

年 月 日付け第 号で調査開始の通知をした申出について、次のとおり説明等を求めます。

申 出 の 趣 旨	
依 頼 の 内 容	

様式第5号(第7条関係)

調査結果等通知書

第 号  
年 月 日

様

八潮市男女共同参画苦情処理委員  
(氏名)

年 月 日付け第 号で調査開始の通知をした申出の調査結果等について、次のとおり通知します。

申出の趣旨	
調査の結果等	



様式第6号(第7条関係)

調 査 終 了 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

八潮市男女共同参画苦情処理委員  
(氏 名)

年 月 日付け第 号で調査開始の通知をした申出について調査した結果、八潮市男女共同参画推進条例第22条第1項の勧告等を行わないこととしたので通知します。

様式第7号(第8条関係)

勸告等通知書

第 号  
年 月 日

様

八潮市男女共同参画苦情処理委員  
(氏名)

年 月 日付け第 号で調査開始の通知をした申出については、八潮市男女共同参画推進条例第22条第1項の規定により、次のとおり勸告・意見表明・助言をします。  
なお、年 月 日までに是正その他の措置について報告してください。

申出の趣旨	
勸告等の趣旨	
勸告等の内容	

様式第8号(第9条関係)

措 置 報 告 書

年 月 日

(あて先)八潮市男女共同参画苦情処理委員

報告者

年 月 日付け 号により通知のあった勧告・意見表明に対しましては、  
次のとおり措置したので報告します。

勧告等の趣旨	
措置状況及び内容	

様式第1号（第4条関係）

（平17規則3・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第7条関係）

様式第7号（第8条関係）

様式第8号（第9条関係）

（平17規則3・一部改正）